

ラリースピリット 広島2011 特別規則書

公示 本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技規則それに準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、2011年日本ラリー選手権規定、2011年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、並びに本規則に従って、JAF公認準国内競技として開催する。

第1条 競技会の名称及び格式

2011年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第3戦 ラリースピリット 広島 2011
JAF公認 準国内競技
初・中級者向け

第2条 競技種目

4輪自動車によるリライアビリティラン・ラリー（タイムトライアルを含む）

第3条 開催日程

2011年7月3日(日)

第4条 オーガナイザー及び大会事務局

(1)オーガナイザー
ラリークラブ広島 (RCH)
代表者 松井 繁往
(2)大会事務局
〒730-0844 広島市中区舟入幸町 3-1-1201 山本 剛
Tel fax 082-235-1502 山本 剛

第5条 大会役員

大会会長	松井 繁往	(RCH)
審査委員長	山本 博文	(MCCS)
審査委員	佐々木 賢治	(RCH)
組織委員長	松井 繁往	(RCH)
組織委員	伊東 博文	(RCH)
組織委員	馬場田 真一	(RCH)

第6条 競技役員

競技長	田代 啓之	コース委員長	山谷 隆義
副競技長	伊藤 洋幸	計時委員長	小野 守
事務局長	山本 剛	技術委員長	藤原 正和

第7条 コース

広島県安芸高田市周辺約50km。
テクニックステージタカタ内約20km のタイムトライアル区間を含む。(未舗装路)

第8条 集合場所及びタイムスケジュール

(1)集合場所	:広島県安芸高田市原田 テクニックステージタカタ
(2)受付	:7月3日(日)午前7時00分～午前7時30分
(3)車両検査	:7月3日(日)午前7時00分～午前8時00分
(4)ドライバーズブリーフィング	:7月3日(日)午前8時30分～午前9時00分
(5)スタート	:7月3日(日)午前9時31分(1号車)
(6)ゴール予定	:7月3日(日)午後3時 (1号車)
(7)表彰式予定	:7月3日(日)午後5時

第9条 参加資格

- (1) 1台の車両に乗車する定員は正・副ドライバーの2名とし、両名共に本競技会中に該当車両を運転できる有効な運転免許証を所持しなければならない。
- (2) 正・副ドライバーは本競技会に有効なJAF発行の競技者許可証国内B以上を所持しなければならない。
- (3) 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、参加申込者は本競技会に有効なJAF発行の競技参加者許可証を所持しなければならない。
- (4) 参加申込者と正・副ドライバーが異なる場合、本競技中の参加者の責任及び義務に関して、正ドライバーがその責任を負うものとする。

第10条 参加車両・部門・クラス・参加台数

- (1) 参加車両は、2011年度JAF国内競技車両規則第2編ラリー車両規定に従ったRN、RJ車両またはRF車両及びFIA公認車両またはJAF登録車両で2002年12月31日以前に運輸支局等に初度登録され、且つ2002年JAF国内競技車両規則第3編ラリー車両規定に従った車両(RB車両)で、2011年度JMRC中国・四国ラリーシリーズ車両規定に従った車両とし、次の条件を満たさなければならない。
 - (i) 正規の自動車登録番号表が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証及びラリー競技に有効な保険証券を携行すること。
 - (ii) エアクリーナ・マフラーはノーマルを装着すること。
フレッシュマンクラスの給排気系はスピード行事SA車両の規定に合致すること。
 - (iii) 国内競技車両規則第2編第2章第2条に従った4点式以上の安全ベルトを追加装着すること。(乗車人数分の装着を義務付ける。)
 - (iv) ロールバーの装着を義務付ける。
- (2) 本競技会の部門、クラス分けは次の通り。(排気量は過給換算後の数値)
 - (I) チャンピオン部門
 - Aクラス: 1500cc以下の車両
 - Bクラス: 1500ccを超える3000cc以下の車両
 - Cクラス: 3000ccを超える車両
 - (II) フレッシュマン部門
 - FAクラス: 1500cc以下の車両
 - FBクラス: 1500ccを超える3000cc以下の車両
 - FCクラス: 3000ccを超える車両
- (3) 本競技会の参加台数を、各部門あわせて60台以内とする。

第11条 タイヤ

タイヤサイズは、道路運送車両法に適合するサイズであること。
ラリータイヤに限る。

但し、チャンピオン部門は、以下のタイヤ及びそれに準ずるWET用タイヤの使用を禁止する。

- ・ブリヂストン POTENZA RE370R
- ・ヨコハマ ADVAN A031、MT31
- ・ダンロップ DIREZZA 74R、SPSPORT 73R

第12条 参加手続き及び参加受理

1. 参 加 料: チャンピオン部門 ¥35,000
フレッシュマン部門 ¥30,000
2. 共済掛金: JMRC共済加入者は当日共済加入を証明するものを必ず携帯すること。
当日受付にて共済加入を証明できない場合には、未加入・不携帯を問わず、
JMRC中国が管掌する共済に加入しなければ出走できない。
(加入費用 ¥1,000／人)

3. サービス:人員、車両共に登録不要。
4. 必要書類:参加申込書、車両申告書、誓約書(中四国地区統一申込用紙)運転免許証、競技運転者許可証、共済加入証、本競技に必要な対人賠償任意保険証のコピー。
競技会当日に任意保険に加入する場合には、別紙の車種別保険料を車検証のコピーと共に添付すること。
5. 参加申し込みは所定の用紙に必要事項を記入の上、参加料を添えて現金書留、または持参して申し込むこと。

第13条 参加申込受付期日及び受付先

1. 受付期日 : 2011年5月28日（土）～ 6月26日（日）必着
2. 受付先 : 第4条に記載する大会事務局

第14条 乗員及び車両の変更

1. 正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文章が受付終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。
2. 参加部門または参加クラスの変更を伴う車両変更は認められない。

第15条 車両検査

1. 公式車両検査はサービススペースにて行う。(車検員による出張車検)
2. 公式車両検査は、第10条に記されている車両規則に基づいて行なう。
3. スタート前の車両検査は保安面を主として行う。
自動車検査証、自賠責保険証、前照灯、制動灯、番号灯、方向指示器、ワイパー、ホーン、マフラー、排気音、A4サイズで表面に緑文字で「OK」裏面に赤文字で「SOS」が記入されたもの(2枚)、安全ベルト、ヘルメット、使用タイヤ等。
4. 規定の時間内に車検に合格しない車両は、例外なくスタートできない。
5. 競技中もしくは競技終了後、任意の競技車両について再車検を行う。
再車検の場合に必要な工具、部品、人員及び費用は参加者の負担とする。
6. オーガナイザーは必要に応じて車両保管を命ずる権限を有する。その場合、車両保管場所への参加者及びドライバーの立ち入りは出来ない。

第16条 ドライバーズブリーフィング

すべての参加者、ドライバー及びナビゲーターは、競技会審査委員会・競技長・主要競技役員が出席するドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。欠席による不利益については、オーガナイザーはその責任を負わない。

第17条 計 時

1. 全ての時刻は、NHK又はNTTの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準時で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切認めない。
2. 計時は、参加車両の前輪の中心が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。
但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

第18条 チェックポイント(CP)

1. CPはオーガナイザーのマークの付いた標識で明示し、原則として進行方向の左側に設置される。またその発見は参加者の義務とする。
2. CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、全参加車両通過確認後または最終スタート車の通過予定時刻の30分後に閉鎖される。
3. 特に指示したオープンチェックを除き、CPを見通すことのできる地点に入つてからの時間調整を目的とした停止、最徐行を禁止する。
4. CPに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
5. 秒計時区間の時間計算は小数点第一位までとする。

6. 分計時区間の時間計算は秒未満を切り捨てて計算すること。

第19条 サービス

1. 車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
2. 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点(テクニックステージタカタ)以外での車両整備作業及び給油を禁止する。
3. サービス地点にはサービスカー、競技車両、競技役員車両以外は入場出来ない。また、車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及びサービス員とする。
4. 車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換とし、それ以外の整備作業については技術委員長の許可を得る事。
5. サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員の指示に従う事。

第20条 減点及び成績

1. スタート、CP、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間(正解時間)との誤差をその区間の減点とする。
2. 秒計時区間においては、実所要時間0.1秒につき0.1点とする。
3. 分計時区間においては、誤差1分につき10点とする。
4. フライングスタートは、1秒につき、10点。
5. チェックカードの紛失は、1枚につき1000点。
6. コントロールシートの計算ミスは、件数に関係なく10点。コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限等、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点。
成績は、減点合計の少ないものを上位とし、順位決定する。
同減点の場合、次の順で決定する。
 1. SS1の減点の少ないもの。
 2. SS2の減点の少ないもの。
 3. 抽選

第21条 賞典

各クラス1～6位 JAFメダル及び副賞

ただし、参加台数により増減する。

第22条 参加者の遵守事項

1. 競技中の服装は安全に留意した物で、最低長袖長ズボンを着用する事。
(レーシングスーツの着用を強く推奨する。)
2. ドライバーは指先まで覆うグローブを着用しなければならない。
3. 競技から離脱する場合(失格などの場合を含む)は、最寄りのオフィシャルにリタイヤ届けを提出すること。提出が不可能な場合は、電話等の手段で事務局に連絡し、直ちにゼッケン番号及びラリー競技会之証その他の競技関係添付物を取り除くこと。
4. 競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でサービスを受けることはできない。
5. 秒計時区間は、走行中は全て安全ベルトとヘルメットを着用すること。
6. 秒計時区間走行中は全窓を全閉にすること。

第23条 失格

次の場合を失格とする。

1. CPに逆方向から進入したとき。
2. 交通事故を起こしたとき。
3. 道路交通法に違反したとき
4. 競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。
5. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
6. 走行マナーならびに競技者としてのマナーが悪いと判断されるとき。

7. チェックカード、コントロールカードを改ざんしたとき。
8. 車両規則違反が発見されたとき。
9. 競技中、車両または乗員を変更したとき。
10. 参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。
11. オーガナイザーの指示する区域以外でサービス、給油をうけたとき。
12. 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があったとき。
13. その他競技役員の指示に従わなかったとき。
14. 競技車両または構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたとき。
15. 以上のほか、本競技会の名誉を著しく汚したと判断したとき。

第24条 抗議

1. 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料(20,300 円)を添え、競技長に提出する。
3. 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返却される。
4. CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。
5. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。
6. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
7. 技術委員長の裁定に対する抗議は決定直後とする。
8. 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第25条 公式通知

公式通知は、それに示す範囲において、既に示された全ての指示に優先する。

第26条 競技会の延期または中止

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期または中止、途中取りやめとすることができます。

第27条 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

第28条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

第29条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また、JAF, JMRC, オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していかなければならない。
即ち、大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんあるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF, JMRC, オーガナイザー、大会役員、道路管理者、施設管理者は負わない。

ラリースピリット 広島2011 クローズドクラス特別規則書

公示 本競技会は、日本自動車連盟(JAF)公認のもとにFIAの国際モータースポーツ競技規則それに準拠したJAFの国内競技規則およびその付則、2011年日本ラリー選手権規定、2011年JMRC中国・四国ラリーシリーズ一般規定、並びに本規則に従って、JAF公認クローズド競技として開催する。

第1条 競技会の名称及び格式

2011年JMRC中国・四国ラリーシリーズ第3戦 ラリースピリット 広島 2011
JAF公認 クローズド競技
初級者向け

第2条 競技種目

4輪自動車によるリライアビリティラン・ラリー（タイムトライアルを含む）

第3条 開催日程

2011年7月3日(日)

第4条 オーガナイザー及び大会事務局

(1)オーガナイザー
ラリークラブ広島 (RCH)
代表者 松井 繁往
(2)大会事務局
〒730-0844 広島市中区舟入幸町 3-1-1201 山本 剛
Tel fax 082-235-1502 山本 剛

第5条 大会役員

大会会長	松井 繁往	(RCH)
審査委員長	山本 博文	(MCCS)
審査委員	佐々木 賢治	(RCH)
組織委員長	松井 繁往	(RCH)
組織委員	伊東 博文	(RCH)
組織委員	馬場田 真一	(RCH)

第6条 競技役員

競技長	田代 啓之	コース委員長	山谷 隆義
副競技長	伊藤 洋幸	計時委員長	小野 守
事務局長	山本 剛	技術委員長	藤原 正和

第7条 コース

広島県安芸高田市周辺約6km。
テクニックステージタカタ内約4km のタイムトライアル区間を含む。(非舗装路面)

第8条 集合場所及びタイムスケジュール

(1)集合場所	:広島県安芸高田市原田 テクニックステージタカタ
(2)受付	:7月3日(日)午後12時10分～午後12時20分
(3)車両検査	:7月3日(日)午後12時20分～午後12時30分
(4)ドライバーズブリーフィング	:7月3日(日)午後12時30分～午後12時45分
(5)スタート	:7月3日(日)午後1時21分(1号車)
(6)ゴール予定	:7月3日(日)午後3時00分
(7)表彰式予定	:7月3日(日)午後3時

第9条 参加資格

- (1) 1台の車両に乗車する定員は正・副ドライバーの2名とし、競技会中に該当車両を運転できる有効な運転免許証を所持しなければならない。

第10条 参加車両・参加台数

- (1) (i) 参加車両は、正規の自動車登録番号表が交付されており、自動車検査証、自動車賠償責任保険証を携行すること。
(ii) 4点式以上の安全ベルトの追加装着を強く推奨する。(乗車人数分の装着を義務付ける。)
- (2) 本競技会の参加台数を、各部門あわせて20台以内とする。

第11条 タイヤ

タイヤサイズは、道路運送車両法に適合するサイズであること。
ラリータイヤに限る。

第12条 参加手続き及び参加受理

1. 参加料 : ¥5,000
2. サービス: 人員、車両共に登録不要。
3. 必要書類: 参加申込書、誓約書(中四国地区統一申込用紙)運転免許証。
4. 参加申し込みは所定の用紙に必要事項を記入の上、参加料を添えて現金書留、または当日持参して申し込むこと。

第13条 参加申込受付期日及び受付先

1. 受付期日 : 2011年5月28日（土）～ 6月26日（日）
2. 受付先 : 第4条に記載する大会事務局

第14条 乗員及び車両の変更

1. 正式参加受理後の乗員および車両の変更は認められない。ただし、参加者から理由を付した文章が受付終了時刻までに提出され、競技会審査委員会が認めた場合はこの限りではない。

第15条 車両検査

1. 公式車両検査はサービススペースにて行う。(車検員による出張車検)
2. 車両検査は保安面を主として行う。

第16条 ドライバーズブリーフィング

すべての参加者、ドライバー及びナビゲーターは、ドライバーズブリーフィングに出席しなければならない。欠席による不利益については、オーガナイザーはその責任を負わない。

第17条 計時

1. 全ての時刻は、NHK又はNTTの時報により校正されたオーガナイザーの時計により、日本標準時で計測する。時計の誤差に対する抗議は一切認めない。
2. 計時は、参加車両の前輪の中心が、計測ラインを通過した瞬間の時刻とする。
但し、任意の計測ラインにおいて、予めスタート時刻を指示する場合がある。

第18条 チェックポイント(CP)

1. CPはオーガナイザーのマークの付いた標識で明示し、原則として進行方向の左側に設置される。またその発見は参加者の義務とする。
2. CPの開設は、1号車の通過予定時刻の15分前とし、全参加車両通過確認後または最終スタート車の通過予定時刻の30分後に閉鎖される。
3. 特に指示したオープンチェックを除き、CPを見通すことのできる地点に入つてからの時間調整を目的とした停止、最徐行を禁止する。
4. CPに並進進入してはならず、この場合進行方向右側の車両の計測は行わない。
5. 秒計時区間の時間計算は小数点第一位までとする。

6. 分計時区間の時間計算は秒未満を切り捨てて計算すること。

第19条 サービス

1. 車両整備作業の監督は、技術委員長およびその指名を受けた競技役員が行う。
2. 競技中はオーガナイザーの指定したサービス地点(テクニックステージ)以外での車両整備作業及び給油を禁止する。
3. サービス地点にはサービスカー、競技車両、競技役員車両以外は入場出来ない。また、車両整備作業を行える者は、当該車両の乗員及びサービス員とする。
4. 車両整備作業の範囲は、タイヤ、灯火類のバルブ、点火プラグ、Vベルトの交換とし、それ以外の整備作業については技術委員長の許可を得る事。
5. サービスカー及び車両積載車の駐車・移動等については、競技役員の指示に従う事。

第20条 減点及び成績

1. スタート、CP、フィニッシュによって分割された区間の実所要時間と標準時間(正解時間)との誤差をその区間の減点とする。
 2. 秒計時区間においては、実所要時間 0.1 秒につき 0.1 点とする。
 3. 分計時区間においては、誤差1分につき10点とする。
 4. フライングスタートは、1秒につき、10点。
 5. チェックカードの紛失は、1枚に付き1000点。
 6. コントロールシートの計算ミスは、件数に関係なく10点。コントロールシートの提出時間制限、サービス時間の制限等、別途指示書や公式通知などで、時間を制限している場合のタイムオーバーは、1分につき10点。
- 成績は、減点合計の少ないものを上位とし、順位決定する。
同減点の場合、次の順で決定する。
1. SS1の減点の少ないもの。
 2. SS2の減点の少ないもの。
 3. 抽選

第21条 賞典

1~3位 表彰状

第22条 参加者の遵守事項

1. 競技中の服装は安全に留意した物で、最低長袖長ズボンを着用する事。
(レーシングスーツの着用を強く推奨する。)
2. ドライバーは指先まで覆うグローブを着用しなければならない。
3. 競技から離脱する場合(失格などの場合を含む)は、最寄りのオフィシャルにリタイヤ届けを提出すること。
4. 競技中はオーガナイザーが指定したサービス地点以外でサービスを受けることはできない。
5. 秒計時区間は、走行中は指示なくとも安全ベルトとヘルメットを着用すること。
6. 秒計時区間走行中は全窓を全閉にすること。

第23条 失格

次の場合を失格とする。

1. CPに逆方向から進入したとき。
2. 交通事故を起こしたとき。
3. 道路交通法に違反したとき。
4. 競技中著しく車体または保安部品を破損したとき。
5. 競技車両または構成部品に施されたマーキングや封印等に手が加えられたり、それらが失われたとき
7. リタイヤの申告をせず競技から離脱したとき。
8. 走行マナーならびに競技者としてのマナーが悪いと判断されるとき。
9. チェックカード、コントロールカードを改ざんしたとき。
10. 競技中、車両または乗員を変更したとき。
11. 参加者または関係者間で不正行為が行われたとき。

12. オーガナイザーの指示する区域以外でサービス、給油をうけたとき。
13. 各諸規則及び本規則に定める事項に違反があったとき。
14. その他競技役員の指示に従わなかつたとき。
15. 以上のはか、本競技会の名誉を著しく汚したと判断したとき。

第24条 抗議

1. 参加者は自己が不当に処遇されていると判断した場合、抗議する権利を有する。
2. 抗議は抗議対象となる理由を具体的に記述した文書に抗議料(20,300 円)を添え、競技長に提出する。
3. 抗議料はその抗議が成立した場合のみ返却される。
4. CPカードに関する抗議はそのCPで直ちに行い、CP責任者の判定を最終的なものとし、これに対する抗議は受け付けない。
5. 競技に対する抗議はその参加者の競技終了後30分以内に書面にて提出しなければならない。
6. 競技成績に関する抗議は暫定結果発表後30分以内に書面にて提出しなければならない。
7. 技術委員長の裁定に対する抗議は決定直後とする。
8. 審査委員会の裁定結果は審査委員長より口頭で当事者に通告される。

第25条 公式通知

公式通知は、それに示す範囲において、既に示された全ての指示に優先する。

第26条 競技会の延期または中止

保安上または不可抗力による事情が生じた場合は、競技会審査委員会の決定により競技会を延期または中止、途中取りやめとすることができます。

第27条 競技会の成立

本競技会は、オーガナイザー並びに大会役員の手違いであるなしに関わらず、競技としての成績判定が可能な限りにおいて、打ち切りの場合でも成立する。

第28条 本規則の解釈

本規則及び競技に関する諸規則、公式通知の解釈について疑義が生じた場合は、審査委員会の決定を最終とする。本規則に明示されていない場合は、全て国内競技規則が優先する。

第29条 損害の補償

参加者及びサービス員は、事故、過失により生じた損害について、自己の責任において一切の処理を行わなければならない。また、JAF, JMRC, オーガナイザー、大会役員及び道路や施設の管理者が、一切の損害補償の責任を免除されていることを承知していかなければならない。

即ち、大会役員はその役務に最善を尽くすことはもちろんあるが、その役務遂行によって万一事故が生じた場合、それに対する一切の補償責任を、JAF, JMRC, オーガナイザー、大会役員、道路管理者、施設管理者は負わない。